

第 16 回延岡市農業委員会会議録

(平成 30 年 9 月 28 日)

1. 開催日時 平成30年9月28日(金) 午前9:30から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	原田博史	2		3	井本みつよ
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	織田竜二
7	安藤重徳	8	高橋正二	9	阿波野修一
10	片伯部芳徳	11		12	田口正幸
13	松田宗史	14	大戸孝一	15	遠田祐星
16	佐藤純子	17	牧野博文	18	花畑志良一
19					

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 16名

出席推進委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2		3	久富喜良
4	梅田稔夫	5		6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	榎本毅	9	甲斐秀雄
10	矢山慶夫	11	田中昇	12	
13	岩切健	14	緒方武彦	15	
16	木村俊一	17		18	松原学
19	山本光公	20	矢野政治	21	
22		23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 105 号 農地法第3条の規定による所有権の移転について
 議案第 106 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権・JA）
 議案第 107 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権・中間管理機構）
 議案第 108 号 農用地利用集積計画の取消しについて
 議案第 109 号 農地法第4条許可申請について
 議案第 110 号 農地法第5条許可申請について
 議案第 111 号 非農地証明願いについて
 議案第 112 号 農地あっせん委員の指名について

- 報告第 55 号 農地法第5条届出について
 報告第 56 号 農地買受適格証明願いについて（法第5条届出）
 報告第 57 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第 58 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 協議第 20 号 農用地利用配分計画（案）について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	甲斐 祐逸	局長補佐兼 農政係長	佐藤 英男	農地係長	甲斐 啓二
主 査	黒木 政良	主任主事	興梠 康大	北浦産業建設課 主任主事	西村 武志
北川産業建設課 専門主事	宮野 豊	総合農政課 主任主事	市來 幸司		

8. 会議の概要

議 長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>今年の夏は非常に暑かったのですが、急に秋らしくなってきたところです。台風 24 号も発生しておりますので、大きな被害が出なければ良いと思っていますところです。また 9 月議会が開催中ですが、今回は農地の集積に関する質問がありました。甲斐局長によれば、現在、経済環境委員会で耕作放棄地の活用について研究しているとのことで、新体制下での農業委員会の成果が問われていると感じたところでございます。</p> <p>それでは、ただ今から第 16 回 延岡市定例農業委員会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは事務局より報告いたします。</p> <p>本日は委員総数 19 名中 16 名の出席を得ております。従いまして農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号 7 番 安藤重徳委員と委員番号 13 番 松田宗史委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 105 号の農地法第 3 条の規定による所有権の移転についてから議案第 112 号 農地あっせん委員の指名についてまで議案 8 件、報告案件が 4 件、協議案件が 1 件となっています。</p> <p>それでは議案第 105 号 農地法第 3 条の規定による所有権の移転について提案いたします。整理番号 1 番の説明を委員番号 9 番 阿波野修一委員よりお願いいたします。</p>
阿波野委員	<p>おはようございます。委員番号 9 番の阿波野です。整理番号 1 番についてご説明いたします。所在は熊野江町で田 6 筆、畑 6 筆の合計 6,456 ㎡です。譲渡人は熊野江町在住の 90 歳の方で、譲受人は川島町在住の 63 歳の方です。9 月 23 日に甲斐推進委員、私、譲受人で現地確認を行いました。譲渡人は高齢で長男に経営移譲することです。譲受人はすでに現在営農しており、大変熱心な方で、水路の清掃等も積極的に行ってくれております。何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>つぎに判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで、問題ありませんでした。第 7 号につきましては、ただ今、阿波野委員より現地調査の結果報告がありました。地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、阿波野委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>

議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして議案第 106 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組合分です。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 106 号の農用地利用集積計画の決定について J A 延岡分について説明いたします。議案書は 4、5 ページです。農地の所在、貸し人、借り人等の詳細については議案書に記載のとおりで、契約内容は 5 年間から 6 年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして議案第 107 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 107 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明いたします。議案書は 7 ページから 12 ページとなります。貸し人の詳細については議案書に記載のとおりで借り人はすべて公益社団法人 宮崎県農業振興公社となっています。契約内容は 5 年間若しくは 10 年間の賃借権となっています。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして議案第 108 号 農用地利用集積計画の取消しについて提案いたします。そ</p>

	<p>れでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。議案第 108 号 農業経営基盤強化促進法第 20 条の 2 の規定による利用集積計画の取消しについてご説明いたします。議案書は 13 ページです。</p> <p>整理番号 1 番につきまして、議案書記載の農地 6 筆について中間管理権を取得し、担い手へ配分することで農用地利用集積計画が承認されていましたが、県が農用地利用配分計画を公告し使用貸借権の効力が発生する前に、この 6 筆について所有権の移転がありました。これについて関係機関と協議を行い、新たな所有者より再度中間管理権を設定することとなりましたので、今回農用地利用集積計画の取消しを提案させていただきたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>皆様ございませんか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして議案第 109 号 農地法第 4 条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは整理番号 1 番について委員番号 13 番 松田宗史委員より説明をお願いいたします。</p>
松田委員	<p>委員番号 13 番の松田です。9 月 26 日に松田推進委員、事務局、県の担当で現地を確認しました。図面を見れば分かるように、今回の申請地はすでに宅地の一部として車庫ができていました。追認ということで始末書も提出されており、周囲に農地もないので特に問題ないと判断しました。皆様のご審議をお願いします。</p>
議長	<p>続きまして「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。農地区分について説明いたします。整理番号 1 番については祝子町の広がりのある農振農用地に接続する農地という事で第 1 種農地となっておりますが、周辺の住宅に接続しており第 1 種農地の例外が活用できるため立地基準については問題ありませんでした。また、すでに宅地の一部となっており追認申請となっておりますが、始末書等の添付もあり、また都市計画法や道路法などに抵触するようなこともないため、一般基準も支障ありませんでした。あと周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、松田委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>

委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達いたします。
委員	<p>続きまして議案第 110 号 農地法第 5 条許可申請について提案いたします。この案件も県に進達する分です。</p> <p>それでは整理番号 1 番について委員番号 9 番 阿波野修一委員より説明をお願いいたします。</p>
阿波野委員	委員番号 9 番の阿波野です。整理番号 1 番についてご説明いたします。9 月 26 日に事務局、県、甲斐推進委員と私で現地調査を行いました。所在は熊野江町で畑が 1 筆の 80 m ² です。譲渡人は埼玉県在住の方で、譲受人は現在愛知県在住の会社員ですが、申請地に隣接して親の家があり、定年後は延岡に帰ってくる予定です。申請理由は通路とのことで、追認申請となっております。何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	続いて整理番号 2 番については、農地利用最適化推進委員の久富喜良委員が説明いたします。
久富推進委員	推進委員の久富です。原田会長が 9 月 26 日の現地立会いに来ることができませんでしたので、私の方からご説明させていただきます。所在は差木野町で畑が 1 筆の 52 m ² です。申請人は差木野町在住の方で、北川の氾濫による住宅の嵩上げにより、現在居住している住居をずらすとのことで今回の申請となりました。特に問題はないと思いますので皆様のご審議をお願いいたします。
議長	つぎに整理番号 3、4 番については委員番号 8 番 高橋正二委員より説明をお願いいたします。
高橋委員	<p>委員番号 8 番の高橋です。整理番号 3 番、4 番についてご説明いたします。</p> <p>まず整理番号 3 番についてです。所在は石田町で畑 1 筆の 106 m²です。譲渡人は大阪府の方で、譲受人は石田町の自営業の方です。9 月 26 日に県の担当者、農業委員会、譲受人、甲斐推進委員と私で現地調査を行いました。申請理由は一般住宅建設とのことでした。21 ページの No.3 の図面を見ていただけると良いのですが、以前は譲渡人の実家の一部となっていたとのことで、現在は更地となっておりますが、今回住宅を建設するにあたり農地として残っていたことが判明したそうです。始末書も出されており、住宅地域内でありことから特に問題無いと判断しました。</p> <p>引き続き整理番号 4 番についてです。所在は上伊形町で畑 1 筆の 188 m²です。譲渡人は上伊形町の方で、譲受人は南一ヶ岡の自営業の方です。こちらにつきましても 9 月 26 日に県の担当者、農業委員会、譲渡人、譲受人、岩切推進委員と私で現地調査を行いました。申請理由は宅地の一部としたいとのことでした。21 ページの No.4 の図面を見ていただきたいのですが、申請地は河川に隣接しており、大雨時には冠水する状態です。周辺の土地は譲受人が所有しており特に問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	続きまして「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。農地区分について説明いたします。整理番号 1 番については南浦支所から半径 300m の範囲内にある農地、整理番号 2 番については北延岡駅から半径 300m の範囲内に

	<p>ある農地、整理番号3番については南延岡インターチェンジの入り口から300mの範囲内にある農地ということで3件とも第3種農地となります。整理番号4番については生産性の低い小集団の農地ということで第2種農地となっています。周辺に第3種農地はありません。このことから4件すべて立地基準に問題はありませんでした。また都市計画法や道路法での他法令についても問題ありませんでした。資力、排水計画、転用の実効性などを勘案しても一般基準に問題ありません。あと周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしということでよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達いたします。続きまして議案第111号 非農地証明願いについて提案いたします。整理番号1番について委員番号17番 牧野博文委員となっていますが、事務局が説明いたします。</p>
事 務 局	<p>はい。本来であれば担当の牧野委員に説明していただくところですが、整理番号1番について事務局より説明いたします。申請後、事務局が写真撮影のため現地を赴いたところ、道が崩落していたため歩いて目的地を目指すこととしましたが100m程しか進むことができませんでした。</p> <p>現地確認が不可能であるとの判断に至ったため、今回は航空写真を準備させていただきました。申請地は航空写真上一番右下に囲まれている場所となります。左下に写っている牧場側から迂回することも不可能で、歩いて行ける最後の場所から申請地まで直線距離で約2km。最初に登ろうとした林道からでは申請地までは直線距離で約3km離れております。なお、図面に存在する2000番代の土地につきましては平成21年の段階ですでに非農地判断をしており、なぜ今回の申請地だけが非農地とならなかったのかは不明です。状況証拠と航空写真でしか判断できない状態となってしまいましたが、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>つぎに整理番号2番から4番について委員番号7番 安藤重徳委員より説明をお願いいたします。</p>
安藤委員	<p>委員番号7番の安藤です。整理番号2番から4番についてご説明いたします。今回の3件につきまして所在はいずれも北川町長井で、整理番号2番が畑2筆の1,071㎡。整理番号3番が畑1筆の415㎡。整理番号4番が畑1筆の277㎡となっています。申請人もすべて北川町長井の方です。9月25日に甲斐推進委員、黒田推進委員私で現地調査を行いました。現況は雑種地となっており、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であることを確認しました。皆様のご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、安藤委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>

議長	何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 112 号 農地あっせん委員の指名について提案いたします。事務局と協議の結果、整理番号 1 番につきましては委員番号 1 番わたくし原田と農地利用最適化推進委員の梅田稔夫委員の両名を指名したいと考えますが、みなさんいかがでしょうか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので指名された委員の方は、よろしくをお願いいたします。以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。
事務局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明いたします。報告第 55 号 農地法第 5 条の届出です。この案件は所有権、賃借権及び使用貸借権を伴った農地転用です。議案書の 28 ページに記載されております。全部で 6 件の届出があり、田が 3 筆の 632 ㎡、畑が 5 筆の 1,187 ㎡、合計 8 筆の 1,819 ㎡の転用となっております。</p> <p>続きまして報告第 56 号 買受適格証明願い（農地法第 5 条）についてです。この案件は市街化区域内で競売にかかった農地を転用して使用するための届出となっております。1 件の届出があり畑が 1 筆の 82 ㎡となっております。</p> <p>続きまして報告第 57 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてです。この案件は合意解約です。議案書の 32 ページから 33 ページに記載されております。8 件の届出があり田が 17 筆の 8,337 ㎡となっております。</p> <p>続きまして報告第 58 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。この案件は相続等の届出です。議案書の 35 ページから 36 ページに記載されております。5 件の届出があり、田が 18 筆の 13,632 ㎡、畑が 18 筆の 4,652 ㎡、合計 36 筆の 18,284 ㎡となっております。内容は記載のとおりです。また、現況が農地以外になっている所については、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>事務局からの報告は以上です。</p>
議長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。
花畑委員	委員番号 18 番の花畑です。報告第 57 号整理番号 1 番について質問があります。貸付が平成 30 年 7 月 1 日からとなっておりますが、その翌日の 7 月 2 日には解約の手続きが行われています。これはどのような事情によるものなのか説明してほしいのですが。
事務局	当該案件は、中間管理事業関連の案件で、機構への貸付け公告後、実際の担い手へ配分公告が行われるまでに実際にはタイムラグが存在しています。当初今回の解約に係る筆を含めた複数筆が機構を介して担い手へ配分される予定でしたが、申請された筆のうち 1 筆について、非担い手への貸付けを行うこととなったようです。よって、今回この 1 筆のみが解約となり、同時に申請されたその他の農地については中間管理事業を活用

	<p>することとなったと、理解していただければ良いかと思えます。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p>
花畑委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>無いようなので続いて協議第 20 号 農用地利用配分計画（案）について総合農政課より説明をお願いいたします。</p>
総合農政課	<p>はい。総合農政課より協議第 20 号 農用地利用配分計画（案）についてご説明します。本件は、議案第 107 号にて審議していただいた、農地中間管理機構分の集積計画についての配分計画（案）となっています。議案の 38 ページ以降に記載されており、田 102 筆、42303.34 m²について地権者 23 名から受け手 6 名への配分を検討しております。なお、今回の案件につきましては重点実施地区及び個別案件での計画（案）となっております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、総合農政課より説明がありましたが、説明内容についてご質問はありませんか。</p>
	<p>ありませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>無いようなので以上を持ちまして第 16 回 定例農業委員会のすべてを終了いたします。皆様お疲れ様でした。</p>
<p>次回定例農業委員会 10 月 26 日（金） 午前 9 時 30 分～ 本庁舎 2 階 講堂</p>	

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 原 田 博 史

7 番 安 藤 重 徳

13 番 松 田 宗 史